

水辺環境調査指導者登録制度（概要）

水辺環境調査指導者登録制度

地域の水環境保全活動の推進を図るため、県が設置するもの。

水辺環境調査指導者育成研修を受講した者を登録簿に登録し、水辺環境調査※に講師として派遣する制度である。この制度により、休日においても水辺環境調査を実施できるようにする。

※ 水辺環境調査とは、身近な川と触れあいながら誰でも水辺の調査ができるように、「自然の音」、「自然の風景」、「水の透明度」などの6項目をそれぞれ4段階で判定する本県独自の「五感を使った水辺環境指標による調査」のこと。

例年1,400名以上の子どもたちが参加しており、令和3年度も新型コロナウイルスの影響があったが、37団体、1,366名が参加。

（宮崎県環境基本計画における環境指標（数値目標）：60団体（令和12年度））

水辺環境調査指導者の職務

水辺環境調査における指導、水環境の保全に関する知識の普及・啓発

【制度の概要】

指導者研修会
の受講



登録
申請



書類
審査



登録



登録証
交付



水辺環境調査
に派遣

（登録の要件）

以下を全て満たす者

- ・水保全等に関する相当の知識を有すること。
- ・この知識を活用して、指導者としての資質及び能力を有すること。
- ・指導者育成研修を修了していること。

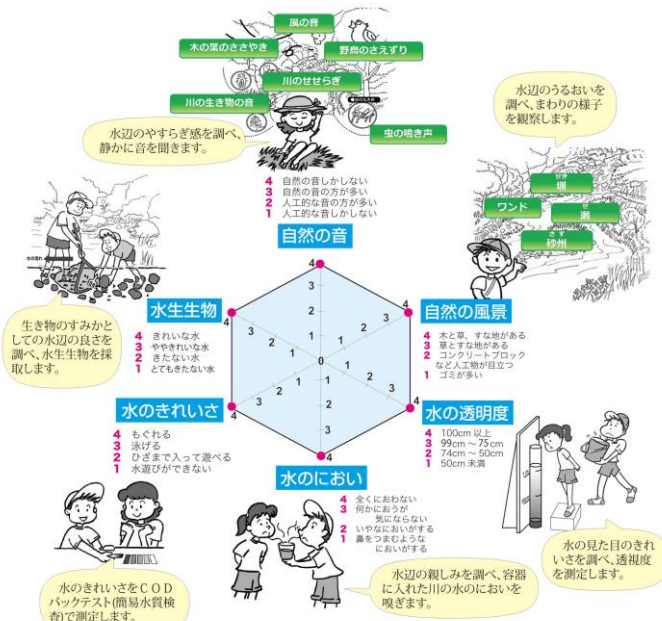
（任期）

登録された日が属する年度の翌々年度の末日まで（在任中に実績があれば延長）

※県HPで公表

※旅費等は環境管理課負担

第 号
水辺環境調査指導者登録証
氏 名
年 月 日登録
年 月 日まで有効
上記の者は、水辺環境調査実施要綱及び水辺環境調査実施要領に基づき水辺環境調査指導者研修を修了し、指導者として登録簿に登録した者であることを証します。
年 月 日
宮崎県知事



（五感を使った水辺環境調査）

根 拠

○宮崎県水辺環境調査実施要綱：指導者登録制度をはじめ、水辺環境調査に係る規定を総括的に定めたもの

○宮崎県水辺環境調査実施要領：水辺環境調査の実施方法や指導者登録制度の運用を定めたもの

※上記要綱、要領は令和3年6月30日から施行。